

灯油等冬季間の生活を支える物品の購入費の支援を 12月10日から始めます

市では、原油価格高騰の影響による低所得世帯の冬期間の経済的負担の軽減を図るため、対象世帯に対し灯油等冬期間の生活を支える物品の購入費の支援を12月10日から始めます。

支援内容

【助成対象者】

令和3年11月1日（基準日）時点で下記の全てに該当する世帯の世帯主もしくは代表者

- (1) 花巻市の住民基本台帳に登録されていること
- (2) 世帯全員が令和3年度市町村民税が非課税であること

※ただし、基準日において、世帯全員の住所を高齢者施設等に移されている世帯及び生活保護受給世帯は除きます。



【助成額】

5,000円

1世帯1回限りとし、灯油購入助成券（1,000円分×5枚）を交付します。

※冬季の生活を支える灯油暖房器具や防寒用品、雑貨類などの購入を希望する方には、灯油購入助成券ではなく現金（口座振込）による助成も可能です。

【申請方法等】

- (1) 令和3年11月1日において助成対象要件を満たしている世帯は、**申請不要**です。
12月中旬に該当世帯へ灯油購入助成券を簡易書留で郵送します。
現金（口座振込）を希望する方は、郵送した灯油購入助成券を返却いただいた上で、振込み手続きを行います。
- (2) 次の世帯は、助成対象要件を満たすことが分かる書類を添付し、**申請が必要**です。
 - ① 令和3年1月2日～令和3年11月1日の間に他市町村から転入してきた方がいる世帯
 - ② 令和3年11月1日時点で課税状況が分からない（住民税申告をされていない）方がいる世帯

申請受付期間：令和3年12月10日（金）から令和4年2月28日（月）

申請の流れ：① 申請書に必要事項を記入の上、令和3年度市町村民税が非課税であることの証明書等（非課税証明書や申告書控えなど）を添付のうえ、郵送又は持参により申請

② 申請書類を審査し、後日、対象者へ灯油購入助成券を郵送（現金を希望の場合は口座振込）

※申請書は市HPからダウンロードもしくは下記申請受付窓口にて配布。

【灯油購入助成券の利用方法】

- (1) 市内の灯油販売協力店（店頭販売・配達）で利用可能です。
※店舗によっては、店頭販売・配達のどちらかのみの場合もあります。
※灯油販売協力店は決定次第、市ホームページに掲載する予定です。
- (2) 利用する灯油購入助成券の額を超える場合、その差額は灯油購入者の負担です。
また、灯油購入助成券の額を超えない場合、その差額は返金されません。

【申請受付窓口】

健康福祉部地域福祉課（本庁新館2階）、各総合支所市民サービス課